

障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準
と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を
求める意見書

市町村には、住民の福祉を増進する任務がある。

現在、国が進めている社会福祉政策は、障害・介護分野においても、保育分野においても住民の人権保障にはほど遠い貧しい実態である。

障害や介護では、入所施設を増やすのではなく、重度化していく人達にもグループホームで生活して貰う方針だが、そのグループホームの職員配置基準は夜間でも一人体制で良いこととなっている。その為、その配置を保障するだけの報酬設定で、一人では精神的にも肉体的にも加重負担で辞めていく職員が後を絶たない。職員が見つからず開所日数を制限しているグループホームも存在する。愛知県では障害分野において独自の補助を設けているが、夜間の複数配置を実現するには難しい状況である。国は、障害のある人でも高齢の人でも、命とその人らしい生活を保障するために、少なくとも昼夜の職員の複数配置を最低基準として設定し、それを保障できる報酬設定を行うべきである。

保育においても改善の必要は同様である。保育士の配置基準や処遇改善の必要性が叫ばれて久しいにもかかわらず、国は抜本的な改善を実施する前に、2019年10月からの「幼児教育・保育の無償化」を実施した。現場では延長保育児童数が増え給食費実費徴収の労務も加わり混乱し、以前にも増して過重労働になっている。全国では、そうした事態の中ゆとりもなくハラスメントが起きやすい環境となっており、かつてはありえなかった年度途中の保育士の大量退職が珍しいことではなくなっている。

新型コロナウイルスの感染が拡大するもとでも、障害や介護、保育施設などは、人権保障のため原則開所する。日頃から常に、緊急事態に備え、十分な職員体制を整える必要があることは明らかである。

地方自治体は、独自に国を上回る基準の設定を行い、民間に対しては公私間格差を是正するための補助を行うなど、努力を続けてきた。しかし本来、どの分野においても、憲法25条に明記されているとおり、社会福祉の向上及び増進に努めなければならないのは、国の責務である。職員が離職することなく、障害・介護・保育を必要とする人の人権が保障されることは、すべての人の願いである。

よって、扶桑町議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため、国の定める職員配置基準と報酬・公定価格について抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを行い、離職しない障害・介護・保育職場を実現すること。
2. 「働き方」改革により正規・非正規の不合理的な待遇格差が禁止となったことを受け、各事業者が確実に実施出来るための財源を、公定価格や報酬で確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 6 月 1 9 日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿
厚生労働大臣 加藤 勝 信 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会